

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 基本診療科の施設基準等に係る届出

① 関東信越厚生局への届出

基本診療科	受理番号	算定開始年月日
情報通信機器を用いた診療	第 1259 号	令和 4 年 9 月 1 日
機能強化加算	第 312131 号	令和 4 年 4 月 1 日
外来感染対策向上加算	第 6172 号	令和 7 年 1 月 1 日
連携強化加算	第 314 号	令和 4 年 4 月 1 日
サーベイランス強化加算	第 144 号	令和 4 年 6 月 1 日
医療 DX 推進体制整備加算	第 564 号	令和 6 年 6 月 1 日
時間外対応加算 1	第 310278 号	平成 31 年 4 月 1 日

2. 基本診療科の施設基準等についての揭示事項

① 情報通信機器を用いた診療について

当院は、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に従い診療を行う体制が整備されています。

情報通信機器を用いた診療において初診の場合には、向精神薬の処方を致しません。

② 機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」として以下のような取組みを行っています。

- 患者が受診している他の医療機関および処方されている医薬品を把握して、必要な服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談や健康管理に関する相談等に応じます。
- 必要に応じて、専門の医師・医療機関のご紹介致します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日のお問合せへの対応を行っております。

医療情報ネット（ナビイ） <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/> ←クリック

厚生労働省のホームページにあり、かかりつけ医機能を有する医療機関・薬局等を検索できます。

③ 外来感染対策向上加算について(第二種協定医療機関)

当院では、感染防止対策部門を設置し、院内感染状況の把握、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした研修会も行っています。感染性が高い疾患が疑われる場合、一般の診察と患者さまと動線を分けるため、必ず電話予約をお願い致します。

④ 連携強化加算

当院では外来感染対策向上加算に係る届出を行っております。連携する感染対策向上加算 1 に係る届出の行った医療機関（東京医科大学八王子医療センター）に対して年 4 回の感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告をしております。

⑤ サーベイランス加算について

当院は、地域や全国のサーベイランス（感染症の監視・調査）に参加し、感染防止対策に資する情報を提供する体制を整備しています。

⑥ 医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認をして取得した診療情報を診察室で閲覧又は、活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋の発行を行う予定であり、現在、経過措置期間中です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定です。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

⑦ 時間外対応加算 1

当院かかりつけ患者さまからの電話による対応を行っております。原則、常時対応できる体制を整えております。また、やむを得ない事由により、電話による問い合わせに応じることができなかった場合でも速やかに折り返しご連絡致します。

3. 特掲診療科の施設基準等に係る届出

① 関東信越厚生局への届出

特掲診療科	受理番号	算定開始年月日
がん性疼痛緩和指導管理料	第 310279 号	平成 31 年 4 月 1 日
在宅療養支援診療所	第 311243 号	令和 4 年 10 月 1 日
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	第 310715 号	令和 2 年 4 月 1 日
在宅時医学管理料及び施設入居時医学総合管理料	第 310282 号	平成 31 年 4 月 1 日
在宅医療 DX 情報活用加算	第 191 号	令和 6 年 6 月 1 日
在宅データ提出加算	第 70 号	令和 6 年 10 月 1 日
在宅医療情報連携加算	第 107 号	令和 6 年 6 月 1 日

在宅がん医療総合診療料	第 310283 号	平成 31 年 4 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	第 666 号	令和 6 年 6 月 1 日

4.特掲診療科の施設基準等についての揭示事項

① がん性疼痛緩和指導管理料について

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、当該保険医療機関の緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行います。麻薬を処方した場合に算定致します。

② 在宅療養支援診療所

当院では、他の保険医療機関と地域における在宅医療の支援に係る連携体制を構築している診療所であって、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診できる体制等を確保している「在宅療養支援診療所」として届出を行っております。

③ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算

当院では在宅緩和ケア充実診療所・病院加算について下記の通りの対応を行っています。

- 当院は、過去 1 年間の緊急の往診の実績を 15 件以上有し、かつ、在宅での看取りの実績を 20 件以上有しています。
- 末期の悪性腫瘍等の患者様であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者様が自ら注射によりオピオイド系鎮痛剤の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を過去 1 年間に 3 件以上有しています。
- 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」等を終了している常勤医師が在籍しています。
- 1 年間の看取り実績が 10 件以上の保険医療機関において、3 ヶ月以上の勤務歴がある常勤医師が在籍しています。

過去 1 年間の見取り実績：64 件（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

④ 在宅時医学管理料及び施設入居時医学総合管理料

通院が困難な患者に対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行っている場合に、算定しております。在宅での療養を行っている患者には「在宅時医学総合管理料」、施設（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等）に入居している場合には、「施設入居時医学総合管理料」を算定致します。

⑤ 在宅医療 DX 情報活用加算について

当院では、在宅医療 DX 情報活用加算につきまして以下の通り行っております

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの利用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び利用できる体制を有しています。
- 電子処方箋の発行を行う予定であり、現在、経過措置期間中です。

- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定であり、現在、経過措置期間中です。

⑥ 在宅医療データ提出加算について

診療報酬請求状況、診療内容データを、厚生労働省に提出することを評価する加算です。

⑦ 在宅医療情報連携加算

当院は、在宅で療養している患者の状態に応じて、患者同意の上で ICT を活用して下記医療機関・訪問看護ステーション・薬局・施設・居宅介護支援事業所ときめ細やかな連携体制をとっています。

【主な連携機関】（五十音順）

- ・ あじさい訪問看護ステーション
- ・ 伊藤内科クリニック
- ・ 数井クリニック
- ・ 指定居宅介護支援事業所 川口
- ・ 島田療育センターはちおうじ
- ・ 下恩方調剤薬局
- ・ 城山訪問看護ステーション
- ・ タツミ訪問看護ステーション八王子みなみ野
- ・ めぐみ在宅看護センター
- ・ 渡辺医院

⑧ 在宅がん医療総合診療料について

当院では、対象の患者さんに対して総合的な在宅医療計画を策定し、訪問診療または訪問看護を合わせて週 4 日以上(訪問診療及び訪問看護をそれぞれ週 1 回以上)行った場合に、1 週間を単位として在宅がん医療総合診療料を算定致します。

⑨ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）について

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関（医科）において、勤務する看護職員、その他の関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価料です。主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準適合しているものとして関東信越厚生局に届け出た保険医療機関において、入院中以外の患者に初診、訪問診療を行った場合に算定致します。

5. 明細書発行体制等加算（診療明細書の発行状況）に関する揭示

当院では、医療の透明性や患者さんの情報提供を推進して観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称等が記載されておりますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、当院までにその旨お申し出ください。

6. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進についての掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医療供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

7. 一般名処方加算に係る掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより供給不安定の薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択することができ、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

8. 長期収載品に係る掲示

令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ長期収載品を処方した等した場合は、後発医薬品との差額の4分の1相当の料金が選定

療

養として、患者の自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため、消費税が別途かかります。ご理解の程、宜しくお願い致します。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外療にあたるものです。

9. 長期処方・リフィル処方箋について

患者様の状態に応じて、28日以上長期処方、リフィル処方箋の交付はいずれも対応可能ですが、病状に応じて医師が判断致します。

10. 指定医療機関に関する事項

診

当院は、以下の指定を受けている医療機関です。

- 保険医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 被爆者一般疾病医療機関
- 難病医療費助成指定医療機関
- 自立支援医療機関（精神通院医療）
- 第二種協定医療機関
- 居宅療養管理指導指定医療機関
- 生活保護法指定介護機関
- 結核指定医医療機関
- 指定小児慢性特定疾病医療機関